

亀山市農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第19号

## 亀山市農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号。以下「条例」という。）別表に規定する農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員会委員等」という。）の能率給の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(能率給の額)

第2条 条例別表農業委員会会長の項、農業委員会会長職務代理者の項、農業委員会委員の項及び農地利用最適化推進委員の項の市長が別に定める額は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の1（1）に規定する活動の実績（以下「活動実績」という。）に応じた報酬額及び要綱第3の2（1）に規定する成果（以下「成果実績」という。）に応じた報酬額を合計した額とする。

2 活動実績に応じた報酬額は、次条の規定による報告をした農業委員会委員等について1月当たり6千円とする。

3 成果実績に応じた報酬額は、当該成果実績に係る能率給を支給する年度の農地利用最適化交付金の額から当該年度に支給する能率給に係る活動実績に応じた報酬額を減じた額を当該年度に次条の規定による報告があった全ての農業委員会委員等の当該年度に

おける活動月数の合計月数で除した額に、次条の規定による報告をした農業委員会委員等の当該年度における活動月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。）とする。

- 4 活動実績に応じた報酬額は9月及び3月の各末日に支給する能率給にそれぞれ算入し、成果実績に応じた報酬額は3月の末日に支給する能率給に一括して算入するものとする。

（活動実績の報告）

第3条 農業委員会委員等は、前条第1項に規定する活動をした日の属する月の末日までに、農地利用最適化業務活動日誌（別記様式）により活動実績を亀山市農業委員会に報告するものとする。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、亀山市農業委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

## 農地利用最適化業務活動日誌

年 月 日

亀山市農業委員会 宛て

委員氏名

### 1. 活動日時

年 月 日

時 分 ～ 時 分

### 2. 活動場所

### 3. 活動内容 ※いずれかに○を付けてください。

#### 実質化された人・農地プランに係る活動

実質化された人・農地プランの策定のため又は実質化された人・農地プランを踏まえた農地集積・集約化のために行う以下の活動（ただし、総会等に付随して実施する会議を除きます。）

(ア) 意向確認調査（農地所有者等に対して、農地の農業上の利用の意向等を把握する調査。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項に規定する利用意向調査を除きます。）の実施

(イ) 地域協議の場（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に規定する協議の場をいう。）等への出席、情報提供及びこれらに必要な以下の活動

① 農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況等を把握するための地図の作成

② 農地の保有及び利用の状況、農地所有者等の農業上の利用の意向等に係る調査結果の情報提供や議事の円滑な進行等による地域協議の内容の充実に資する取組

③ 地域協議の場の設定に必要な関係機関や参加者との事前調整

(ウ) 実質化された人・農地プランに位置付けられた将来方針を踏まえて行う以下の活動

① 実質化された人・農地プランに位置付けた担い手や貸付け等の意向が把握された農地に係る農地集積・集約化のための調整活動

② 入作や新規就農等により当該地域において新たに担い手となることが見込まれる者の参入を促進し、農地集積・集約化のための調整活動

	③農地中間管理事業の活用を通じた農地集積・集約化のための調整活動
	<b>担い手への農地集積・集約化の推進活動</b> 上記の活動を除く農地集積・集約化のための農地の出し手及び受け手との調整活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、その他農地利用の最適化に必要な活動
	<b>遊休農地の発生防止・解消活動</b> 農地の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいいます。）、遊休農地所有者に対する相談活動等

#### 4. 具体的記録